

「グリーンアライアンス」と川崎市が協定を締結 川崎市に太陽光発電設備・蓄電池が寄贈されます！

川崎市とグリーンアライアンス※1は、脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電の普及拡大及び環境教育の推進に関する連携協定を令和7年8月20日（水）に締結しました。

本協定は、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に寄与するとともに、経済性や防災性など多様なメリットを有する太陽光発電の普及拡大を両者が連携して推進することを目的としています。本目的達成に向けて、グリーンアライアンスが川崎市内の市民利用施設等に太陽光発電設備を無償で設置し、本市が活用することで、再生可能エネルギーの普及拡大と地域社会の発展、並びに子どもたちへの環境教育の推進を図ることとしています。

本協定に基づき、グリーンアライアンスから生田緑地東口ビジターセンター（多摩区）に太陽光発電設備と蓄電池を寄贈・設置いただくこととなりました。

※1 「グリーンアライアンス」とは

太陽光発電設備等を販売するハンファジャパン株式会社（本社：東京都港区芝四丁目10番1号）が設立した複数の事業者が参画するSDGsパートナーシップ制度です。「共に行けば遠くへ」というハンファグループの経営哲学のもと、2024年6月に発足しました。再生可能エネルギーや住宅関連企業であるパートナー企業と協働し、クリーンエネルギーの供給を中核に、地域貢献やグローバル連携など、多様な社会課題の解決に取り組んでいます。

グリーンアライアンスの活動方針や実績についてはこちら

URL：<https://greenalliancejp.com/>

<8月20日の協定締結の様子>



左写真<左から、福田 市長（川崎市）、李 事務局代表（グリーンアライアンス）>
右写真<福田市長、グリーンアライアンスの皆様>

【主なコメント】

○福田 紀彦 川崎市市長

「本市は太陽光発電設備設置義務化など脱炭素ドミノを起こすための取組を行っており、今回の連携を通じて、市民に対してより一層の太陽光発電の普及促進ができることに感謝申し上げます。」

○李 秦基 グリーンアライアンス事務局代表

「川崎市は太陽光発電の普及に向けた積極的な施策展開と情報発信を行っており非常に注目度が高いため、グリーンアライアンスとしても川崎市と連携し、太陽光発電の環境教育にも力を入れていきます。」

1 協定内容（詳細は別紙のとおり）

- (1) 太陽光発電設備及び蓄電池の寄贈に関すること
- (2) 太陽光発電の普及拡大のための環境教育の実施に関すること

2 寄贈概要

グリーンアライアンスが実施する太陽光発電で地域に貢献する「グリーンギフト」※2の一環として、太陽光発電設備（約5kW）及び蓄電池（約8kWh）を寄贈・設置していただきます。

※2 「グリーンギフト」とは

太陽光発電を通じて、地域社会の発展と持続可能な社会実現への貢献を目指し、日本の様々な地域に太陽光発電システムを無償で設置する、太陽光発電を活用した社会貢献プロジェクトです。

3 設備設置場所

生田緑地東口ビジターセンター（川崎市多摩区柘形7-1-4）

生田緑地最大の魅力である四季折々の自然の情報はじめとして、生田緑地に立地する各施設のイベント情報等を発信する総合案内窓口です。

4 設置時期

令和7年度中に設置完了・稼働開始予定（詳細は調整中）

5 今後について

川崎市内における太陽光発電設備の普及に向けて、他の施設への寄贈・設置についてもグリーンアライアンスと協議を行っていく予定です。

問合せ先

【連携協定・寄贈に関すること】

川崎市環境局脱炭素戦略推進室 戸井田

電話 044-200-1222

【グリーンアライアンスに関すること】

グリーンアライアンス事務局

（ハンファジャパン株式会社） 山口

電話 03-6684-4016

※個別に直接取材を御希望の場合は、ハンファジャパン株式会社広報担当 片山、小谷（電話 03-5441-5928）までお問い合わせください。

太陽光発電の普及拡大に関する連携協定書

グリーンアライアンス 代表構成員 ハンファージャパン株式会社（以下「甲」という。）、川崎市（以下「乙」という。）は、脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電の一層の普及拡大を図る取組に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化に寄与するとともに、経済性や防災性など多様なメリットを有する太陽光発電の普及拡大を、甲及び乙が連携して推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（連携して実施する取組）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる取組について、連携及び協力するものとする。

- （1）甲から乙への太陽光発電設備及び蓄電池の寄贈に関すること。
- （2）太陽光発電の普及拡大のための環境教育の実施に関すること。
- （3）その他必要と認められる事項に関すること。

（実施の条件）

第3条 本協定に基づき取組を実施するに当たっては、甲及び乙は、関係法令を遵守した上で、各々、合理的かつ相当と判断する範囲において実施するものとする。

2 本協定は、第2条で掲げる分野において、甲及び乙それぞれが本協定とは別に行う取組を妨げるものではない。

（経費負担）

第4条 本協定に基づき実施する取組に係る経費については、当該取組を実施する者がこれを負担するものとする。ただし、甲及び乙で協議の上、経費を共同で負担することができるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適正に取り扱うものとし、相手方の承諾を得ずに他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更）

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度、甲及び乙で協議の上、変更を行うものとする。

(協定の解除)

第8条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定の日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙で協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名の上、各1通を保有する。

令和7年8月20日

東京都港区芝四丁目10番1号

(甲) ハンファジャパン株式会社

代表取締役 張 熙載

神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

(乙) 川崎市

川崎市長 福田 紀彦